

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【公表番号】特表2010-528718(P2010-528718A)

【公表日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2010-034

【出願番号】特願2010-510509(P2010-510509)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/16 (2006.01)

G 0 2 C 7/06 (2006.01)

G 0 2 B 13/00 (2006.01)

G 0 2 B 5/18 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/16

G 0 2 C 7/06

G 0 2 B 13/00

G 0 2 B 5/18

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月30日(2011.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の回折領域と、

第1の回折領域とは異なる大きさの力を有する第2の回折領域と、

を含むIOLであって、

前記第1の領域は、そこを通過して投影される第1の選択波長における実質的にすべての光を、单一の零次ではない回折次数に回折するように構成され、

前記第2の領域は、そこを通過して投影される第2の選択波長における実質的にすべての光を、单一の零次ではない回折次数に回折するように構成される、

IOL。

【請求項2】

そこを通過して投影される第3に選択される波長における実質的にすべての光を、対応する单一の零次ではない回折次数に回折するように構成された、前記第1および前記第2の領域とは異なる大きさの力を有する第3の回折領域をさらに含むことを特徴とする請求項1記載のIOL。

【請求項3】

前記第1の領域および前記第2の領域が、対応する一次の回折次数に光を投影することを特徴とする請求項1記載のIOL。

【請求項4】

前記第1および第2の領域が同心円状に配置されることを特徴とする請求項1記載のIOL。

【請求項5】

前記IOLが1つ以上の支持部を含むことを特徴とする請求項1記載のIOL。

【請求項6】

前記 IOL が、シリコーン、PMMA、折り畳み可能な親水性のアクリル、および折り畳み可能な疎水性のアクリルのうち少なくとも 1 種類を含む材料で作られることを特徴とする請求項 1 記載の IOL。

**【請求項 7】**

前記第 1 および第 2 の領域と同心円状に存在する第 3 の領域をさらに含み、前記第 1 の領域、前記第 2 の領域、および前記第 3 の領域が短焦点および遠焦点の交互領域を形成することを特徴とする請求項 4 記載の IOL。

**【請求項 8】**

前記第 1 の選択波長および前記第 2 の選択波長が、可視スペクトルにおける実質的に同一の波長であることを特徴とする請求項 1 記載の IOL。

**【請求項 9】**

前記第 1 の選択波長および前記第 2 の選択波長が、可視スペクトルにおける同一の波長であることを特徴とする請求項 1 記載の IOL。

**【請求項 10】**

前記同一の波長が約 555 nm であることを特徴とする請求項 1 記載の IOL。

**【請求項 11】**

前記第 1 の選択波長が、最大感度が生じる波長であり、  
前記第 1 の領域が、前記第 1 の選択波長におけるピーク回折効率を有し、かつ、より短いまたはより長い波長の光を低効率で回折させるように設計される  
ことを特徴とする請求項 1 記載の IOL。

**【請求項 12】**

IOL の第 1 の回折領域および第 2 の回折領域上に、選択波長の光を投影する工程であって、前記第 1 の領域が第 1 の回折屈折力を有し、前記第 2 の領域が前記第 1 の回折屈折力とは異なる大きさの第 2 の回折屈折力を有する工程と、

前記第 1 の領域上に投影された第 1 の選択波長の実質的にすべての光を、单一の零次ではない回折次数に回折する工程と、

前記第 2 の領域上に投影される第 2 の選択波長の実質的にすべての光を、单一の零次ではない回折次数に回折する工程と、  
を有してなる、方法。

**【請求項 13】**

前記第 1 の選択波長および前記第 2 の選択波長が、可視スペクトルにおける実質的に同一の波長であることを特徴とする請求項 12 記載の方法。

**【請求項 14】**

前記第 1 の選択波長および前記第 2 の選択波長が、可視スペクトルにおける同一の波長であることを特徴とする請求項 12 記載の方法。

**【請求項 15】**

前記同一の波長が約 555 nm であることを特徴とする請求項 14 記載の方法。

**【請求項 16】**

前記第 1 の選択波長が、最大感度が生じる波長であり、  
前記第 1 の領域が、前記第 1 の選択波長におけるピーク回折効率を有し、かつ、より短いまたはより長い波長の光を低効率で回折させるように設計される  
ことを特徴とする請求項 12 記載の方法。